

小沢氏を強制起訴

陸山会事件 虚偽記載の罪

小沢一郎・民主党元代表の資金管理団体「陸山会」の土地取引事件で、検察審査会の「起訴議決」を受けて検察官役に指定された弁護士は31日、政治資金規正法違反（虚偽記載）罪で小沢氏を東京地裁に起訴した。市民の判断によって政治家が起訴されたのは初めて。小沢氏は起訴内容を否認して徹底的に争う方針だ。

起訴状によると、陸山会は2004年10月、小沢氏からの借入金4億円で東京都内の土地を約3億5千万円で購入した。しかし、小沢氏は衆院議員・石川知裕被告(37)ら元秘書3人＝同法違反罪で起訴＝と共謀し、自身が貸し付けた4億円を、陸山会の04年分の政治資金収支報告書に収入（借入金）として記載しなかった。さらに土地代金は05年1月に支払ったと偽り、04年分ではなく05年分の収支報告書に約3億5千万円の支出と資産を記載した――とされる。

東京地検特捜部は小沢氏を10年



自宅を出る民主党元代表の小沢一郎氏 31日午前10時29分、東京都世田谷区、高橋雄大撮影

2月に不起訴（嫌疑不十分）とした。しかし、04、05年分の容疑を審査した東京第五検察審査会は10年4月に「起訴相当」と議決。特捜部は同5月に再び不起訴としたが、第五審査会は2回目の審査でも「起訴すべきだ」と議決（起訴議決）し、同10月に公表した。